災害発生時における福祉避難所協力施設の設置運営に関する協定書

　大東市（以下「甲」という。）と○○　○○（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時において、指定避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及びその家族並びにその支援者等（以下これらを「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所協力施設について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所協力施設を設置し、要配慮者等を当該避難所協力施設に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第２条　甲が、福祉避難所協力施設に指定できる乙の施設は、次の施設とする。

　所在地　大東市○○

　　名　称　○○

（管理運営）

第３条　乙は、福祉避難所協力施設の設置運営にあっては、次に掲げる業務を可能な限り履行するとともに、業務の報告及び費用の請求を甲に行うものとする。

（1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所協力施設に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第４条　この協定における福祉避難所協力施設の設置運営の期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情のある場合はこの限りでない。

（費用等）

第５条　甲の要請に基づき、福祉避難所協力施設として乙が対象者の受入れに要した経費の一部については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関連法令等の定めるところにより、甲が所要の費用を負担するものとする。

（要配慮者等の受入要請等）

第６条　甲は、要配慮者等の受入れの必要があると認める時は、乙に対し、福祉避難所協力施設への当該要配慮者等の受入れを要請するものとのする。

２　乙は、前項の要請があった時は、当該要配慮者等の受入れの可否を速やかに判断し、受入れの可否に関わらず、その旨を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できるかぎり甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

３　乙は、要配慮者等の受入れに当たり、当該要配慮者等の移送については、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。

４　第１項の要請がない場合において、避難してきた者を乙の判断により第２条に掲げる施設に受入れた時は、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が要配慮者等であると認める時は、第１項の規定による要請により乙に受入れられたものとみなす。

（個人情報の保護）

第７条　甲及び乙は、福祉避難所協力施設の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡の制限）

第８条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第９条　乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第１０条　甲は、乙が正当な理由なくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき、その他この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第１１条　この協定の締結期間は、令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期限の満了日の１ヵ月までに甲乙いずれかより書面による異議~~意義~~の申立てがない限り、当該満了の日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１２条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保持するものとする。

　令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）所在地　大東市谷川一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　大東市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　大東市長　東坂　浩一

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）所在地　大東市　　丁目　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　社会福祉法人○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　理事長　○○　○○